

第3期羽曳野市 男女共同参画推進プラン 【概要版】

「羽曳野市男女共同参画推進プラン」とは

羽曳野市は、「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、市民、事業者及び教育関係者と協働し、「男女共同参画社会の実現」をめざしています。

「羽曳野市男女共同参画推進プラン」は、男女共同参画に関する施策を推進するための基本的な取り組みをまとめたものです。

基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成

基本目標 2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり

基本目標 3 男女がともに参画できる仕組みづくり

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本目標 5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援

プランの位置づけ

「男女共同参画社会基本法」に基づく、「市町村男女共同参画計画」であり、「羽曳野市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

また、羽曳野市のまちづくりの指針となる「第6次羽曳野市総合基本計画」や他の個別の計画との整合性をもたせ、男女共同参画の視点をもって、あらゆる分野の施策等を進めるための計画でもあります。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村の「女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村の「DV防止計画」としても位置づけています。

プランの期間

平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。

平成 29 年 3 月
羽 曳 野 市

5つの基本目標

基本目標

1

男女がともに尊重し合える意識形成

男女共同参画について、広く市民の理解・協力を得られるよう、広報・啓発活動を積極的に展開し、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において男女共同参画に関する教育や学習を推進します。また、さまざまな情報を得ることができる環境において、情報選択や読解力、適切な活用など男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

基本目標

2

いきいきと働き活躍できる仕組みづくり

一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関することや労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行います。また、女性の活躍を推進するため、女性のエンパワメントを支援する施策の充実を図ります。（女性活躍推進計画）

基本目標

3

男女がともに参画できる仕組みづくり

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進します。

基本目標

4

だれもが安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画社会を実現するうえで重要となる、生涯を通じた健康支援や子育て、高齢者、障害者への支援の充実を図ります。また、さまざまな困難を抱える人や多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解を促進し、さらに、防災などにおける災害時の支援の充実を図ります。

基本目標

5

あらゆる暴力の防止及び被害者支援

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力は重大な人権侵害です。市民一人ひとりがその認識を得られるよう、情報提供や啓発活動を展開し、暴力の根絶をめざすとともに、被害者への総合的な支援体制の整備を図ります。また、子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを推進します。（DV防止計画）

基本方針

1 男女共同参画に関する意識啓発

2 男女平等教育などの充実

3 メディアにおける人権の尊重

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

2 女性の活躍推進

3 働く場における男女共同参画の促進

1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

2 地域活動への男女共同参画の促進

1 生涯を通じた健康支援

2 子育てに関する支援

3 高齢者や障害者への支援

4 さまざまな困難を抱える人への支援

5 多様な文化への理解と交流の促進

6 防災などにおける男女共同参画の推進

1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

施策の方向

○男女共同参画のための広報・啓発の推進
○男女共同参画に関する情報収集・情報提供

○学校教育における男女平等の充実
○生涯学習における男女平等の推進
○職員研修の充実

○男女共同参画の視点に立った表現の推進
○メディア・リテラシーの向上

○ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発・促進
○労働関連各種法令の周知・啓発

○女性のエンパワメント ○人材育成の充実
○女性の起業に関するフォローアップの実施
○女性職員の登用推進

○労働条件向上のための啓発の促進
○就労環境の整備と支援 ○職業能力の開発・向上
○多様な就労形態への支援

○審議会等への女性の登用推進

○地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動への参画促進

○性に関する情報提供と性教育の推進
○ライフステージに応じた健康づくりの推進

○子育て支援の充実

○高齢者の福祉・就労の充実
○障害者の福祉・就労の充実

○すべての人にやさしいまちづくり

○多様な文化への理解と交流の促進

○地域の自主防災・減災活動における男女共同参画の促進

○暴力の予防と根絶のための意識づくり
○被害者支援体制の充実

○虐待の早期発見、救済と被害者支援

主な計画指標

基本目標	項目	策定時	目標 平成 38 年度
1	固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合	57.5%	63%
	あらゆる分野において男女が「平等である」と思う人の割合	18.9% (社会全体)	23%
2	「ワーク・ライフ・バランス」ということばを知っている人の割合	48.5%	55%
	育児・介護休業法を内容まで知っている人の割合	30.0%	35%
3	審議会等における女性の委員の割合	20.2%	33%
	女性委員のいない審議会等の割合	44.0%	30%
4	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を内容まで知っている人の割合	3.1%	8%
	「LGBT」ということばを内容まで知っている人の割合	9.6%	15%
5	DV を正しく理解している人の割合	58.7%	65%
	DV を受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合	50.5%	40%

プランの推進体制

1 プランの進行管理

市の施策に対して可能な限り数値指標を設けることで客観的な評価を行い、プランの効果的な推進を図ります。また、評価結果については「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に必要に応じて報告し、幅広い意見を受けながら進行管理に努めます。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっていることから、「羽曳野市男女共同参画推進本部」において問題点や改善すべき点、取り組みの成果等を全庁的に共有し、庁内推進体制の充実、連携の強化を図ります。

3 市、市民、事業者、教育関係者との連携の推進

男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画施策を推進します。

4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力

プランの効果的な推進を図るため、国や大阪府、関係機関と連携するとともに、必要に応じて支援施策の新設、拡充を求めていきます。

5 意見等への対応

男女共同参画施策その他の市の実施する施策への意見等の申し出については、男女共同参画社会の実現に資するよう、適切に対応し処理します。

第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン【概要版】 平成 29 年 3 月発行

羽曳野市 市民人権部 人権推進課 〒583-8585 羽曳野市萱田4丁目1番1号
 T E L : 072-958-1111 F A X : 072-958-8061
 E-mail : jinkensuishin@city.habikino.lg.jp U R L : http://www.city.habikino.lg.jp